

# 富谷町市制移行推進会議設置要綱

## (設置)

第1条 富谷町における市制移行の準備の円滑な遂行及び移行事務の総合調整を図るため、市制移行推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 市制移行に係る事務手続の総合調整に関すること。
- (2) 市制移行に係る諸問題の調査研究に関すること。
- (3) その他市制移行に関し、必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 推進会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長、副委員長及び委員は、別表第1のとおりとする。
- 3 委員長、副委員長及び委員の任期は、前条に規定する所掌事務が終了するまでとする。
- 4 推進会議に、特定事務の詳細な調査研究等を行う部会（以下「検討部会」という。）を置き、各検討部会に部会長を置く。
- 5 検討部会の部会名及び担当部会長並びに担当部員は、別表第2のとおりとする。

## (職務)

第4条 委員長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

## (会議)

第5条 推進会議は必要に応じ委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

- 2 委員長が必要と認めたときは、委員以外の関係者に会議への出席を求めることができる。
- 3 推進会議で決定した事項は、政策企画会議に諮るものとする。
- 4 検討部会は、必要に応じ各部会の部会長が招集するものとする。

## (事務局)

第6条 推進会議の事務局は、企画部市制移行準備室（経営企画課内）に置く。

## (補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成26年6月2日から施行する。

別表第1（第3条関係）

役 職	所 属	氏 名	備 考
委 員 長	福祉部長	小 野 一 郎	福祉部
副委員長	建設部長	鴫 謙 一	建設部
	教育部長	小 松 巖	教育部
委 員	あったかまちづくり推進課長	高 橋 加 代	企画部
	財政課長	吉 田 尚 樹	〃
	産業振興課長	横 倉 時 夫	〃
	総務課長	菅 原 俊 司	総務部
	税務課長	内 海 壮 晃	〃
	町民生活課長	亀 郁 雄	〃
	長寿福祉課長	安 積 春 美	福祉部
	健康増進課長	奥 山 育 男	〃
	子育て支援課長	浅 場 悟	〃
	都市整備課長	伊 藤 正	建設部
	都市計画課長	佐々木 俊 男	〃
	学校教育課長	神 田 能 成	教育部
	生涯学習課長	阿 部 雄 也	〃
	上下水道課長	齋 藤 英 夫	公営企業
	会計課長	矢 田 守	会計
議会事務局長	山 田 豊	議会事務局	
事務局長	企画部長	荒 谷 敏	企画部
事務局次長	経営企画課長補佐	今 野 善 徳	〃
事務局	市制移行準備室 (企画部経営企画課)	佐 藤 直 生	〃
		大 村 峻 史	〃
		菊 地 雅 人	〃
		小野寺 いず美	〃